

生徒心得

この心得は、本校の生徒が学校生活を送るために必要なものを定めたものであるから、生徒はこれを理解し、実行に努めなければならない。

- (1) 本校の教育方針を理解し、真理を探究し、心身の健全な発達をはかり、個性豊かな人格の育成に努めること。
- (2) 勤労と責任とを重んじ、自他を尊重し、民主的精神の養成に努めること。
- (3) 校友と協調して、本校の良い伝統と美しい環境を形成しつつ、文化の創造と社会の発展に寄与すること。

1. 服装・身だしなみについて

服装や身だしなみは人の心を反映するものである。清潔、端正な身だしなみを心がけ、本校生徒としての誇りと品位を保つこと。

制服は次の通りとする。

男子…指定服（ジャケット・ズボン・男子用ネクタイ）・白色ワイシャツ

女子…指定服（ジャケット・スカートまたはスラックス・リボンまたは女子用ネクタイ）・白色ワイシャツまたは白色ブラウス

ただし、夏季はジャケット・ネクタイ・リボンは着用しなくてもよい。

冬季（原則10月1日～5月31日）

夏季（原則6月1日～9月30日）

2. 制服規定細則

- (1) ベスト・セーター・カーデイガン・コート類
 防寒のため、ジャケットの中にベスト・セーター・カーデイガンの着用を認める。それ以外は、不可とする。色は、白・黒・グレー・ベージュ・紺など華美でないものとし、無地を基調とする。コート類についても華美でないものとする。
 夏季については、ベスト・セーター・カーデイガン姿での登校を認める。その他の期間は、ジャケットを着用して登下校すること。
- (2) ソックス
 ソックスは白や黒・紺などとし、無地とする。
- (3) 装飾品を身につけることは認めない。
 * 異装について 怪我その他で異装が必要な場合は生徒部に申請書を提出する。

3. 頭髮について

- 頭髮は常に清潔を保つように心がけること。染色、脱色等の一切の加工はしないこと。高校生としてふさわしい髪型とすること。

4. 靴について

- 登下校は靴履きとし、屋内履き（本校指定）、体育館用靴（本校指定）、屋外運動靴を区別し所定の箇所に記名する。

5. 所持品

- (1) 貴重品は自己管理をする。学校生活に必要な物品を持ってこない。
- (2) 所持品にはすべて記名すること。
- (3) 所持品を紛失、拾得したときは直ちに生徒部に

届ける。

- (4) 更衣室には物品を放置しないこと。
- (5) ロッカーについては、別途規定を設ける。

6. 登校下校

- (1) 登校はSHR開始前までに教室に入室する。下校は午後5時00分（部活生徒は午後5時20分）の時間を厳守する。
 土曜授業日は、12時45分とする。
- (2) 時間外に居残る場合は、HR担任または部活動顧問、日直の許可をうけ、生徒部に届け出る。
- (3) 休日登校は原則として禁止する。
- (4) 休日の部活動は、部活動顧問の許可をうけ、生徒部に届け出る。
- (5) 登校後から下校までの外出は禁止する。
 やむを得ず外出する場合は、HR担任の許可をうける。
- (6) 登下校時のバイク・自動車の利用は禁止する。
 保護者による送迎は、事情により許可する。
- (7) 自転車通学および駐輪については、別途規定を設ける。

7. 授業及び教科以外の教育活動

- (1) 生徒は授業中、最大の学習効果を挙げるよう努力する。
- (2) 教科以外の教育活動は、顧問（教員）の指導と相談のもとに行われる。

8. 出版、放送及び署名運動、募金、掲示、集会

- (1) 出版物の配布と掲示
 ① 各ホーテーム、部活動、委員会、学年、役員会、生徒会などの機関が、構成員を対象とし

で行うものについては、担任、顧問に届け出て行う。

② 年間行事計画などで定められている行事（部活動、選挙、文化祭など）も上記に準ずる。

③ 各ホームルーム、部活動、委員会、学年、役員会、生徒会などの機関が、構成員以外のものに配布するときは、生徒会役員会、生徒部に届け出て行う。

④ 生徒会則によらぬ団体または個人が行うときは、生徒会役員会、生徒部に届け出て行う。

⑤ 上記出版物または掲示には、必ず発行年月日、発行団体、連絡責任者の学年、組、氏名を明記する。

⑥ 次の各項のいずれかに該当する内容を持つときは、掲示を許可しない。

イ、特定の宗教団体、政党、政治団体を支持し、または反対するもの。

ロ、善良な風俗や社会道義に反するもの。

ハ、特定の人の人格を傷つけるもの。

ニ、明らかに事実と反するもの。

ホ、人間の身心に危害損傷を及ぼすことや公共もしくは私有財産物品を損傷破壊することを示唆扇動するもの。

ヘ、⑤に従わぬもの。

⑦ 掲示の場所、大きさ、期間については必要に応じて、生徒会役員会と生徒部の調整指示に従う。

⑧ 指示に対して異議があるときは、次のようにする。

イ、生徒会役員会と生徒部会で協議する。

小委員会、イにおける意見の統一が得られぬときは、生徒評議会、職員会議により審議する。

(2) 集会、署名運動についても、(1)に準じて行う。

(3) 生徒会則によらぬ募金や物品の販売を行う場合は、生徒部を通して校長の承認を受ける。

9. 保健、清掃

(1) 生徒は平素より規律正しい生活を心がけ、公衆衛生を重んじ、健康の増進に努める。

(2) 校舎、校具を大切にし、常にその整頓に努め、防火、盗難に留意し、破損または紛失の場合は直ちに生徒部に申し出る。

(3) 清掃当番は担当する区域の整理、整頓に努める。

10. 校外生活

(1) 校外においても、つねに本校生徒としての品位を保つように努める。

(2) 校外で事故のあったとき、または近所に感染症が発生したときは、すみやかに学校に連絡する。

(3) 長期休業等を利用して旅行・アルバイト等を行う場合には、行く先・日程・雇用主・勤務先等を、保護者と連名でHR担任および生徒部に届け出る。

11. 届書、願書

(1) 病気または事故のために欠席、忌引、遅刻、早退、欠課、見学しようとするときは、HR担任に、

イ、生徒手帳に事由を記入の上、事前に届け出る。

ロ、緊急などのやむを得ない場合は、保護者から電話等で当日連絡し、事後に届け出る。

病欠欠席が長期にわたるときは、医師の診断書を添える。

(2) 住所の変更、改姓、通学経路の変更などは、そ

- の都度必要事項を明記して届け出ること。
- (3) 退学、転学、休学、復学等の事情が生じたときは、所定の願書に事由を記して願出すること。
 - (4) 自転車通学、旅行およびアルバイト等をする際は必ず担任及び生徒部に届け出る。
 - (5) 届書、願書は学校備え付けの用紙及び生徒手帳を利用すること。

12. 賞 罰

- (1) 他の模範とするに足る善行をなした者、生徒会のために功績顕著な者は、学校長がこれを表彰する。
- (2) 次の各項の1つに該当する者は、教育上の必要な配慮をもって校長は懲戒処分に付しうる。
 - イ、性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - ロ、学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - ハ、正当な理由がなくて出席が常でない者。
 - ニ、学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。
- (3) 懲戒処分は退学、停学、訓告、訓戒その他とする。